6. リベリア領域内及びリベリアと近隣諸国間での小型武器の流通を管理する責任は、二千六年西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）小型武器条約に従って、関連する政府当局が負うことを想起する。

7. リベリア政府に対し、武器と弾薬の適切な管理に関する法律の採択と履行の優先及び促進並びに武器と弾薬の不法な取引と闘うために必要な法的及び行政的枠組みを設立するためのその他の必要かつ適切な措置の実施を要請する。

8. リベリア及び小地域の安定の観点から、いつでも必要な時に、措置を再び課し、又は強化し、並びに修正し、停止し又は解除することを含めて、この決議に含まれる措置を調整する用意があることを確認する。

9. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○厚生労働省告示第四百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表中

メキタジン	平成二十六年九月二十六日
ケトチフェン・ナファゾリン	平成二十六年十月三日
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成二十六年十二月七日

を

ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成二十六年十二月七日

に改め、同表に次のように加える。

イブプロフェン（一日量中イブプロフェン〇・六ｇ以上を含有するものに限る。）	平成二十七年十月十九日

○農林水産省告示第二千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市坂本字寺ノ谷一三から一六まで、一六の一、字寺ノ谷坪三二七（次の図に示す部分に限る。）、三五六の一、三五六の二、三五七、三五九、三六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺ノ谷一三・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四、一五、字寺ノ谷坪三二七、三五六の一、三五六の二、三五七、三五九、三六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町中川字越田九二〇の木、九二〇のへの二、九二〇のトの二、九二〇のチ、九二〇の一四、九二〇の一六、九二〇の三五、九二〇の三六、神尾田字ヲソノ一〇二四、一〇二五の一、一〇二六の一、一〇二七の一、一〇二七の七、世附字上ノ山六一八の二、六一八の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区奥荒田字奥山四九三の一（次の図に示す部分に限る。）、四九三の二の二、四九三の七、四九三の一九から四九三の二一まで、四九三の二三、四九三の三五、四九三の三七、四九三の四八、四九三の七〇、四九三の八三、四九三の八四、四九三の九一、四九三の一〇九、四九三の一一六、四九三の一二八から四九三の一三一まで

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区奥荒田字奥山四九三の一二、四九三の二一、四九三の二三、四九三の三五、四九三の三七、四九三の四八、四九三の七〇、四九三の八三、四九三の八四、四九三の九一、四九三の一〇九、四九三の一一六、四九三の一二八から四九三の一三一まで

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十九日

農林水産大臣　森山　裕